

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)・物価対応料 1 について

令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴い、令和 8 年 6 月 1 日より診療費の算定方法が一部変更となります。

このため、今までの診療内容に、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」「物価対応料 1」が加わり、患者様の診療費のご負担がわずかに増加いたします。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

初診時 23 点 再診時 6 点 訪問診療時 107 点

・物価対応料 1

初診時 再診時 訪問診療時 2 点

この加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人社団廣医会奥隅医院 理事長奥隅廣人